

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 1. 施工体制

考查項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	● 判断基準[1] 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上90%未満……b 評価値が80%未満……c		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。			
1. 施工体制	I. 施工体制一般 ☐	[評価対象項目] ☐ 施工計画書を工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が、関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施し、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 ☐ 工事实績データの登録は、監督員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成検査終了時にはそれぞれ10日以内に、訂正時には速やかに行われている。 ☐ 建設業退職金共済組合等に参加し、証紙の購入及び配付が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準[1]			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点表の考査項目別運用表

(監督員) 1. 施工体制		a	b	c	d	e
1. 施工体制	II. 配置技術者(現場代理人等) ☐	[評価対象項目] <全体を評価する項目> ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 ☐ その他(理由:) <現場代理人を評価する項目> ☐ 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合には、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ その他(理由:) <監理(主任)技術者を評価する項目> ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 ☐ その他(理由:) <その他の項目> ☐ 港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾・海岸工事のみ適用) ☐ 港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾・海岸工事のみ適用) ☐ その他(理由:) ● 判断基準[1]			☐ 配置技術者に関して、監督員が文章による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

様式第3号(第5条関係)

別紙－1－②－1

工事成績採点表の考査項目別運用表

(監督員)

2. 施工状況

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理 ☐	[評価対象項目] ☐ 契約約款第18条第1項第1号から第5号までに基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。 ☐ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 使用材料等の品質保証書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿等を不足なく整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取組を適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 ☐ 立会確認、段階確認の手続が適時及び的確に行っている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準[1]			☐ 施工管理に関して監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理 ☐	a	b	c	d	e
		[評価対象項目] ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準[1]			☐ 工程管理に関して監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点表の考査項目別運用表

(監督員)

2. 施工状況

		a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策 ☐	[評価対象項目] ☐ 災害防止協議会等を1回/月以上行っており、記録が整備されている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施しており、記録が整備されている。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映しており、記録が整備されている。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 店社パトロールを定期的の実施し、記録が整備されている。(労働安全衛生法により店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている工事のみ適用) ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けなかった。又は指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正を報告している。 ☐ 安全パトロール、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等を実施し記録が整備されている。 ☐ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。 ☐ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他(理由:) ☒ 判断基準[1] ☐ 事 故(理由:) ※事故については☑し、安全対策の評価を1ランク下げる。ただし、不問で処分した案件、もらい事故及び交通事故は含まない。			☐ 安全対策に関して監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係 ☐	[評価対象項目] ☐ 関係官公庁等と調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他(理由:) ☒ 判断基準[1]			☐ 対外関係に関して監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 3. 出来形及び出来ばえ (I. 出来形)

考查項目	細別	a	b	c	d	e																		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 ☐	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。																		
		※ばらつきの判断は、別紙－4参照。																						
		①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議のうえで出来形管理を行うものとする。																						
		工種	a	b	c	d	e																	
1.土木工事(一般)	☐	[評価対象項目] ☐ 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、ばらつきが少ない。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 写真管理の管理項目を満足している。 ☐ 解体又は撤去工事がある場合、撤去対象物の数量等が確認でき適切な処分をしている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<1> <table><tr><td colspan="2">ばらつきの判断は 別紙－4参照</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>b</td><td>b</td><td>c</td></tr><tr><td>80%未満</td><td>b</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきの判断は 別紙－4参照		a	b	c	評価値	90%以上	a	b	b	80%以上90%未満	b	b	c	80%未満	b	c	c	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
ばらつきの判断は 別紙－4参照		a	b	c																				
評価値	90%以上	a	b	b																				
	80%以上90%未満	b	b	c																				
	80%未満	b	c	c																				
①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。																								

(監督員) 3. 出来形及び出来ばえ (I. 出来形) 工事成績採点表の考查項目別運用表

3. 出来形及び出来ばえ

I. 出来形

a		b		c		d		e															
適切である		ほぼ適切である		他の評価に該当しない		やや不適切である		不適切である															
●判断基準＜2＞ 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満...b 評価値が60%以上80%未満...c 評価値が60%未満.....d ●判断基準＜3＞ 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満...b 評価値が80%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ● 工種 <table><tr><td>2</td><td>建築工事(新築・改築)</td><td>5</td><td>電気設備工事(建築関係)</td></tr><tr><td>3</td><td>解体工事</td><td>6</td><td>機械設備工事・電気設備工事(土木)</td></tr><tr><td>4</td><td>冷暖房・衛生設備工事(建築関係)</td><td></td><td></td></tr></table>										2	建築工事(新築・改築)	5	電気設備工事(建築関係)	3	解体工事	6	機械設備工事・電気設備工事(土木)	4	冷暖房・衛生設備工事(建築関係)			□出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 □契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。	
2	建築工事(新築・改築)	5	電気設備工事(建築関係)																				
3	解体工事	6	機械設備工事・電気設備工事(土木)																				
4	冷暖房・衛生設備工事(建築関係)																						
工種		a		b		c		d		e													
2.建築工事(新築・改築) □		[評価対象項目] □ 承諾図等が、設計図書を満足している。 □ 施工図等が、設計図書を満足している。 □ 出来形確認記録の内容が、適切である。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。 □ 自主管理目標値を設定するなど、創意工夫を持って管理している。 □ その他(理由:																					

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅰ. 出来形)

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	3.解体工事 ☐	a	b	c	d	e		
			[評価対象項目] ☐ 出来形管理図又は、出来高管理表が適切にまとめられており確認できる。 ☐ 出来形確認において、地中等の不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 施工計画を設定して、適切に出来形管理している。 ☐ 工程毎に撮影記録するなど、創意工夫を持って適切に写真管理している。 ☐ 出来形の成果が設計値(設計図書)を満足している。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<3>					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
			a	b	c	d	e		
		4.冷暖房・衛生設備工事(建築関係) ☐	[評価対象項目] ☐ 出来形管理図又は出来高管理表が適切にまとめられており確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 出来形の外観、形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、ばらつきが少ない。 ☐ 器具、盤類等及び各種資機材の取付け、配置、納まり等が良好である。 ☐ 屋外や貫通部分の施工が的確である。 ☐ 主要機械機器の施工状況が的確である。 ☐ 配管、配線等の施工状況が的確で統一されている。 ☐ 予備品、治具、保守説明書等の納入及び作成が適切に行われている。 ☐ 自主管理目標値を設定するなど、創意工夫を持って管理している。 ☐ 解体又は撤去工事がある場合、撤去対象物の数量等が確認でき適切な処分をしている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<2>					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅰ. 出来形)

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	5.電気設備工事(建築関係)	a	b	c	d	e
		☐	[評価対象項目] ☐ 出来形管理図又は出来高管理表が適切にまとめられており確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 ☐ 出来形の外観、形状及び寸法が設計値(設計図書)を満足し、ばらつきが少ない。 ☐ 器具、盤類等及び各種資機材の取付け、配置、納まり等が良好である。 ☐ 屋外や貫通部分の施工が的確である。 ☐ 受変電設備や主要機械機器の施工状況が的確である。 ☐ 配管、配線等の施工状況が的確で統一されている。 ☐ 予備品、治具、保守説明書等の納入及び作成が適切に行われている。 ☐ 自主管理目標値を設定するなど、創意工夫を持って管理している。 ☐ 解体又は撤去工事がある場合、撤去対象物の数量等が確認でき適切な処分をしている。 ☐ その他(理由:)			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		● 判断基準<2>					
		6.機械設備工事・電気設備工事(土木)	a	b	c	d	e
☐	[評価対象項目] ☐ 出来形管理図又は出来高管理表が適切にまとめられており確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真もしくは出来形図で的確に確認できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 写真管理を適切に行っている。 ☐ 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 ☐ 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☐ 解体又は撤去工事がある場合、撤去対象物の数量等が確認でき適切な処分をしている。 ☐ その他(理由:)			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。		
● 判断基準<3>							

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	a	b	c	d	e																		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 ☐	☐ 品質の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 品質の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 品質の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。																		
		※ばらつきの判断は、別紙－4参照。																						
		①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事事務物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準により難しい場合等については、監督員と協議のうえで品質管理を行うものである。																						
工種		a	b	c	d	e																		
1. 土木工事(一般)	☐	[評価対象項目] ☐設計図書で定められている使用材料等の品質管理が適切に実施されていることが確認できる。 ☐材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐施工条件及び気象条件に適した施工方法が適切に行われていることが確認できる。 ☐品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐材料の品質証明が適切である。 ☐請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐不可視部分の写真記録が適切に管理されている。 ☐付属構造物等の施工が良好で、周囲との取り合わせが適切に行われている。 ☐その他(理由:) ● 判断基準<1> <table><tr><td colspan="2">ばらつきの判断は 別紙－4参照</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>b</td><td>b</td><td>c</td></tr><tr><td>80%未満</td><td>b</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきの判断は 別紙－4参照		a	b	c	評価値	90%以上	a	b	b	80%以上90%未満	b	b	c	80%未満	b	c	c	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
ばらつきの判断は 別紙－4参照		a	b	c																				
評価値	90%以上	a	b	b																				
	80%以上90%未満	b	b	c																				
	80%未満	b	c	c																				

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。
②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	a	b	c	d	e														
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である														
		●判断基準<2> 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・・・・d ●判断基準<3> 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。 ● 工種 <table><tr><td>2</td><td>建築工事(新築)</td><td>6</td><td>電機設備工事(建築)</td></tr><tr><td>3</td><td>建築工事(改修)</td><td>7</td><td>冷暖房衛生設備工事</td></tr><tr><td>4</td><td>解体工事</td><td>8</td><td>機械設備工事</td></tr><tr><td>5</td><td>電気設備工事</td><td>9</td><td>維持修繕工事</td></tr></table>			2	建築工事(新築)	6	電機設備工事(建築)	3	建築工事(改修)	7	冷暖房衛生設備工事	4	解体工事	8	機械設備工事	5	電気設備工事	9	維持修繕工事
2	建築工事(新築)	6	電機設備工事(建築)																	
3	建築工事(改修)	7	冷暖房衛生設備工事																	
4	解体工事	8	機械設備工事																	
5	電気設備工事	9	維持修繕工事																	
		工種	a	b	c	d	e													
		2.建築工事 (新築)	[評価対象項目] (躯体工事) □ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □ 施工計画書に定められた品質管理計画により管理されている。 □ 材料の品質証明が適切である。 □ 請負者の品質管理計画による品質管理記録が整備されている。 □ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 □ 不可視部分の写真記録が適切である。 □ その他(理由:																	

工事成績採点表の考査項目別運用表

(監督員)	3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)						
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	3.建築工事 (改修)	a	b	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 品質管理方法が明確で、品質管理に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質管理計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質管理計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。 ☐ 不可視部分の品質が工事写真で、的確に確認できる。 ☐ 各種構造の躯体工事における施工の品質が適切である。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が適切である。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<2>			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		4.解体工事	a	b	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 解体工法及び手順に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた解体計画により管理されている。 ☐ 建設副産物の分別及び保管に創意工夫がある。 ☐ 管理記録が整備されている。 ☐ 有害物の処理が適切になされている。 ☐ 不可視部分の写真管理が適切である。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<3>			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	5.電気設備 工事	a	b	c	d	e
			[評価対象項目] (機材) ☐ 材料の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ その他(理由:) (施工) ☐ 品質管理計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 ☐ 不可視部分となる品質が工事写真等で、的確に確認できる。 ☐ 品質管理方法が明確で、品質管理に創意工夫がある。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<3>			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	6.電気設備 工事(建築)	a	b	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 機材の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切である。 ☐ 品質確認記録の内容が適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<2>			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	7. 冷暖房衛生設備工事	a	b	c	d	e
			[評価対象項目] (機材) ☐ 機材の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ その他(理由:) (施工) ☐ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 機能の適切性が確認できる試運転等の記録が整備されている。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 ☐ 不可視部分となる品質が工事写真等で的確に確認できる。 ☐ 品質管理方法が明確で品質管理に創意工夫がある。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<2>			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	8. 機械設備工事	a	b	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 ☐ 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認でき、満足している。 ☐ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 ☐ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 ☐ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。 ☐ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。 ☐ 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 操作制御関係が所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき満足している。 ☐ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき満足している。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準<3>			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	9.維持修繕 工事	a	b	c	d	e
			〔評価対象項目〕 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し迅速に対応している。 ☐ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が4項目以上・・・b ※該当項目が3項目以下・・・c			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
			注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。				

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員) 考查項目	5. 創意工夫 細別	工 夫 事 項
5. 創意工夫 【軽微なもの】	I. 創意工夫 ☐	[施工] ☐ 1.施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 ☐ 2.コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫 ☐ 3.土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 ☐ 4.部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫 ☐ 5.設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ☐ 6.給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 7.照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 8.仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ☐ 9.運搬車両、施工機械等に関する工夫 ☐ 10.支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 ☐ 11.盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 12.施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ☐ 13.出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ☐ 14.施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ☐ 15.木材使用に関する工夫(設計図書で木材の使用を義務付けていないもの(バリケード、工事看板以外の仮設物等)での使用) [品質] ☐ 16.土工、設備及び電気の品質向上に関する工夫 ☐ 17.コンクリートの材料、打設、養生、出来形、品質等に関する工夫 ☐ 18.鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ☐ 19.配筋、溶接作業等に関する工夫 [安全衛生] ☐ 20.安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落及び転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 21.安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 ☐ 22.現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫 ☐ 23.有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 ☐ 24.供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 ☐ 25.厳しい作業環境の改善に関する工夫 ☐ 26.環境保全に関する工夫

工事成績採点表の考查項目別運用表

(監督員)		5. 創意工夫	
考查項目	細別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫 【軽微なもの】	I. 創意工夫	[その他] □ 27.その他(理由:) □ 28.その他(理由:) □ 29.その他(理由:) □ 30.その他(理由:) □ 31.その他(理由:) □ 32.その他(理由:) □ 33.その他(理由:)	
	記述評価 【 ☒ マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点 : _____ 点 ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は、+7点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	《創意工夫の詳細評価》工夫の内容及び具体的内容を記載

- ※1 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、担当課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※2 創意工夫は、「実用新案又は特許クラス」から、「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが、非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
- ※3 工夫事項の評価(選定)及び詳細評価は、検査員及び担当課長との合議をもって記述する。
- ※4 総合評価における技術提案等に関する創意工夫については、評価しない。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長) 2. 施工状況

考查項目					
	a	b	c	d	e
2. 施工状況	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
● 判断基準(1) 該当項目数4以上……a 該当項目数2以上4未満……b 該当項目数1以下……c ● 判断基準(2) 該当項目数5以上……a 該当項目数1以上5未満……b 該当項目なし……c ※工程管理が、やや劣っている…d、劣っている…eとし、これ以外の場合は、該当項目数で評価する。					
細別	a	b	c	d	e
Ⅱ. 工程管理 ☐	[評価対象項目] ☐ 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐ 災害復旧工事等、特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準(1)				
Ⅲ. 安全対策 ☐	[評価対象項目] ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取組が地域から評価された。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準(2)				

工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長)

4. 工事特性	細別	対応事例	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I .施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	1.について
			2.について
			③供用中の道路トンネルの拡幅工事
			⑨パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な建築工事
			⑩特殊な工法及び材料等を採用した建築工事
			⑪特殊な設備システムを採用した建築工事
			⑫免震装置を設ける建築工事
			⑬大規模な山留め工法が必要な建築工事
			⑭敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切り回しを行う建築工事
			⑮仮設備等を設け、システムを停止することなく、配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事

工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長) 4. 工事特性		【事例】具体的な施工条件等への対応事例	
考查項目	細別	対応事例	
4. 工事特性	I.施工条件等への対応 □4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □6.周辺住民等に対する騒音及び振動を特に配慮する工事 □7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □8.緊急時に対応が特に必要な工事 □9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □10.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上、該当事項があれば、6点の加点とする。	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □6.周辺住民等に対する騒音及び振動を特に配慮する工事 □7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □8.緊急時に対応が特に必要な工事 □9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □10.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上、該当事項があれば、6点の加点とする。	4.について ①供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁等の工事 ②市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事 5.について ①ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ②地元調整や環境対策等の制約が特に多い工事 6.について ①市街地での夜間工事 7.について ①日交通量が概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事 8.について ①緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 9.について ①作業現場が広範囲に分布している工事 10.について ①施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用等、施工に制約を受けた工事 ②その他周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事 ③一般船舶の航行が多く、工事実施に当たり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事 ④有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った建築工事 ③監視等の結果に基づき、工法の変更を行った工事。 ③その他各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 ②DID地区での工事 ②工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 ⑤特に困難な調整を要する他工事(近接工区)が複数ある建築工事 ⑥外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者、通行人等の動線がある建築工事 ⑦施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい建築工事

工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長) 4. 工事特性		【事例】具体的な施工条件等への対応事例	
考查項目	細別	対応事例	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	III 厳しい自然・地盤条件への対応 □11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □12. 雨、雪、風、気温、波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □15. その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当事項があれば、4点の加点とする。	11. について ① 河川内の橋脚工事等において地下水位が高く、ウェルポイント工法等による排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ② 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 12. について ① 港湾、海岸、海上又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ② 潜水士を多用した工事又は波浪や水位変動が大きい場合、作業構台等を設置した工事 13. について ① 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事又は命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く。) ② 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 14. について ① イヌワシ等の猛禽類等の貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 15. について ① その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ② その他災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき事項が認められる工事 ③ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数等を的確に把握する必要が生じた工事 ③ 潮流が早い、又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事 ④ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ③ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ④ 逆巻施工の対応が必要な工事 ③ 冬季施工のため大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた建築工事 ④ 液状化対策工法や地盤改良を伴う建築工事

工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長) 4. 工事特性			
考查項目	細別	対応事例	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I .施工条件等への対応	IV長期工事における安全確保への対応 □16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間を除く。)※ただし、文書注意に至らない事故は除く。 □17.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上該当事項があれば、6点の加点とする。	
	評 価	評点 _____ 点	【工事特性の詳細評価】

※1.工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※2.監督員が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。 ※3.評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長) 6. 社会性等						
考查項目	細別	a	a'	b	b'	c
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
6. 社会性等	I. 地域への 貢献等 ☐	[評価対象項目] ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配付や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃等を積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時等において、地域への支援又は行政等による救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 県産品使用率が100%であった。 ☐ 市内の元請業者が工事の全てを施工していた。 ☐ 下請業者が全て市内業者であった。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準 該当項目数7以上.....a 該当項目数5以上7未満.....a' 該当項目数3以上5未満.....b 該当項目数1以上3未満.....b' 該当項目なし.....c				

※1. 地域への貢献等は、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(担当課長) 7. 法令遵守等

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表					
7. 法令遵守等	☐	措置内容	点数			
	☐	1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点			
	☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点			
	☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点			
	☐	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点			
	☐	5. 文書注意	-8 点			
	☐	6. 口頭注意	-5 点			
	☐	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、該当事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-3 点			
	☐	8. その他(理由:)	- 点			
①本考查項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工に当たって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事に当たって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。（任意点数）						
【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに、権利又は義務を第三者に譲渡又は継承した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり、送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が、贈収賄等により逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を不当な圧力をかける等により妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じている等、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15.現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。 16.総合評価落札方式施工計画型による入札において、提出した施工計画の記載内容どおりの履行がなされていなかった。						

工事成績採点表の考査項目別運用表

2. 施工状況

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	[評価対象項目] ☐ 契約約款第18条第1項第1号から第5号までに基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度該当工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続を事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取組を行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で、的確に整備していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく、簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 ☐ 建設業退職金共済の証紙が適切に購入配付され、標識が工事現場の見やすい場所に掲示されている。 ☐ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 ☐ 品質確保のための対策等、施工に関する独自の工夫が見られる。 ☐ 見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られる。 ☐ 工事記録の整備が、適時的確になされている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満 ...b 評価値が80%未満.....c			☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。				

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅰ. 出来形)

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 	☐ 出来形の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が必要な測定項目について、所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		1. 土木一般 	[評価対象項目] ☐ 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 ☐ 出来形測定において不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 写真管理を適切に行っている。 ☐ 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 ☐ その他(理由:) ※ばらつきの判断は、別紙－4参照。 ● 判断基準[1]					①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ (I. 出来形)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																								
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている																								
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	●判断基準[2] 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が50%以上60%未満・・・c 評価値が50%未満・・・・・・d ●判断基準[3] 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()%=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																								
		<table><tr><td>2</td><td>建築工事〔新築・改築〕</td><td>4</td><td>冷暖房・衛生設備工事・機械設備工事・電気設備工事</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>解体工事</td><td>5</td><td>機械設備工事・電気設備工事〔土木〕</td></tr></table>	2	建築工事〔新築・改築〕	4	冷暖房・衛生設備工事・機械設備工事・電気設備工事																					3	解体工事	5	機械設備工事・電気設備工事〔土木〕		
		2	建築工事〔新築・改築〕	4	冷暖房・衛生設備工事・機械設備工事・電気設備工事																											
3	解体工事	5	機械設備工事・電気設備工事〔土木〕																													
工種	a	a'	b	b'	c	d	e																									
2.建築工事〔新築・改築〕 □	〔評価対象項目〕 □ 承諾図等が設計図書を満足している。 □ 施工図等が設計図書を満足している。 □ 出来形確認記録の内容が適切である。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 不可視部分となる出来形が工事写真で的確に確認できる。 □ 自主管理目標値を設定する等、創意工夫を持って管理している。 □ その他(理由:) □ その他(理由:) ● 判断基準[2]					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																									

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ (I. 出来形)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	3.解体工事	[評価対象項目] ☐ 出来形管理図又は出来形管理表が適切に整理されており、確認できる。 ☐ 出来形視認において、地中等の不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 施工計画を設定して、適切に出来形管理している。 ☐ 工程毎に撮影記録するなど、創意工夫を持って適切に写真管理している。 ☐ 出来形の成果が設計値(設計図書)を満足している。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準[3]					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		4.冷暖房・衛生設備工事 ・機械設備工事 ・電気設備工事	[評価対象項目] ☐ 出来形管理の記録、資料、完成図等が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 器具、盤類等及び各種資機材の取付け、配置、納まり等が良好である。 ☐ 出来形管理の写真記録が適切で、不可視部分の出来形も的確に確認できる。 ☐ 屋外や貫通部分の施工が的確である。 ☐ 受変電設備や主要機械機器の施工状況が的確である。 ☐ 出来形の外観、形状及び寸法が設計図書を満足し、バラツキが少ない。 ☐ 配管・配線等の施工状況が的確で統一されている。 ☐ 予備品、治具、保守説明書等の納入及び作成が適切に行われている。 ☐ 自主管理目標値を設定する等、創意工夫を持って管理している。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準[2]					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ (I. 出来形)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	5.機械設備工事・電気設備工事 〔土木〕 ☐	出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 〔評価対象項目〕 ☐ 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 写真管理を適切に行っている。 ☐ 製品の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 ☐ 製品の性能及び機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準〔3〕					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考査項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 ☐	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は、別紙－4参照 ☐ ばらつきが概ね50%以下 ☐ ばらつきが概ね80%以下 ☐ ばらつきが概ね80%を超える ☐ ばらつきで判断不可能					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		● 判断基準【1】 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">別紙－4参照</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なく、ばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。					別紙－4参照		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	※評価値について ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。		
		別紙－4参照		ばらつきで判断可能					ばらつきで判断不可能																														
				50%以下	80%以下	80%を超える																																	
		評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
			75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
			60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
			60%未満	b'	c	c	c																																
a	a'	b	b'	c	d	e																																	
品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	

(検査員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質

●判断基準【2】

評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・a'
評価値が70%以上80%未満・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・b'
評価値が50%以上60%未満・・・c
評価値が50%未満・・・・・・d

●判断基準【3】

評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・a'
評価値が70%以上80%未満・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・b'
評価値が60%未満・・・・・・c

●判断基準【4】

該当項目が6項目以上・・・a
該当項目が5項目・・・・・・a'
該当項目が4項目・・・・・・b
該当項目が3項目以下・・・b'
該当項目が2項目以下・・・c

●判断基準【5】

<A> 対象工事が、ばらつきによる評価が不適切な工事
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・a'
評価値が70%以上80%未満・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・b'
評価値が60%未満・・・・・・c

 対象工事が、ばらつきによる評価が適切な工事

※評価値について

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。

②削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として、計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()

④なお、削除後の評価対象項目数が、2項目以下の場合はc評価とする。

別紙ー4参照

ばらつきで判断可能

50%以下

80%以下

80%を超える

90%以上

75%以上90%未満

60%以上75%未満

60%未満

a

a'

b

b'

a'

b

b'

c

b

b'

c

c

● 工 種

1

下水道工事

2

仕場整備工事

3

ため池工事

4

砂防構造物工事及び地すべり防止工事〔抑止杭・集水井戸工事を含む〕

5

護岸・根固・水制工事

6

管水路工事〔バイパスイン〕

7

港湾築造工事〔浚渫工事・海岸築造工事を含む〕

8

漁礁設置工事

9

電線共同溝工事

10

林道工事〔砂利道〕

11

トンネル工事

12

建築工事〔新築〕

13

建築工事〔改修〕

14

土工事〔切土、盛土、築堤等工事〕

15

コンクリート構造物工事

16

コンクリート橋工事〔PC及びRRCを対象〕

17

法面工事

18

基礎工工事〔地盤改良等を含む〕

19

二次製品構造物

20

防護柵〔網〕・標識・区画線等

21

設置工事

22

管更生工事

23

下水道工事〔シールド〕

24

薬液注入工事

25

補強土壁工事

26

解体工事

27

電気設備工事〔建築〕・冷暖房衛生設備工事

27

鋼橋工事〔RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる〕

28

舗装工事

29

塗装工事

30

機械設備工事・電気設備工事・照明設備工事・その他類似工事〔土木〕

31

堰・水門等工事〔工場製作を含む〕

32

施設機械設備工事〔用排水ポンプ・構成付属設備等〕

33

電気通信工事

34

植栽工事・公園施設工事

35

植栽工事

36

上水道管工事

37

水管橋

38

維持修繕工事

39

A.上記以外の工事又は合併工事(ばらつき評価不適)

40

B.上記以外の工事又は合併工事(ばらつき評価不適)

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	1.下水道工事 ☐	〔評価対象項目〕 【共通】 ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 管渠(管布設、短形渠布設又は推進)工において出来形管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下がない。 ☐ 管やマンホールの砂基礎、砕石基礎又はコンクリート基礎の施工が適切で、沈下のおそれがない。 ☐ 管やマンホール等にクラックや変形がない。 ☐ 管やマンホールからの漏水がない。 ☐ 管渠継手部及びマンホール連結部の目地仕上げが良好である。 ☐ マンホールにおいて出来形管理基準を満足し、連結部には止水シール及び止水ゴムが、管継手部には可とう性継手、副管等の使用材料が適切に使用されている。 ☐ マンホールの足掛金物の位置、方向が適正であり、鉄蓋設置においては、ガタツキがなく、仕上がり天端高も適正である。 ☐ マンホールのインバート形状、勾配等が適正で、その表面仕上げが適切である。 ☐ 付帯工作物の復旧が適切に行われている。 ☐ その他(理由:) 【開削工事関係】 ☐ 柵の取付管は理由のない屈曲や目立った沈下がない。 ☐ 土留め工の施工が適切で、周辺地盤への影響が見られない。 ☐ 埋戻において、締固めが適切な方法で施工されており、工事完了後の路面の沈下が見られない。 ☐ 舗装復旧が適切に行われ、路面の不陸が見られない。 ☐ その他(理由:) 【推進工関係】 ☐ 管推進に伴う周辺地盤への影響が見られない。 ☐ 立坑の復旧が適切に行われ、路面の沈下及び不陸が見られない。 ☐ 薬液注入に伴う管理が適切で、観測井も適切に復旧されている。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	2.ほ場整備工事	〔評価対象項目〕 【整地工】 ☐ 基盤切盛が適切に施工され、基盤の均平度が良好である。 ☐ 表土厚さが充分確保され、かつ均平度が良好である。 ☐ 畦畔及び盛土部が十分に締め固められている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ 石礫や雑物が適切に処理されている。 ☐ その他(理由:) 【道路工】 ☐ 盛土の締固めが適切に施工されている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ 敷砂利等が均等で平坦性が良好である。 ☐ その他(理由:) 【水路工】 ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ コンクリート二次製品等の接合が適正である。 ☐ 付帯構造物の施工が良好である。 ☐ その他(理由:) 【暗渠排水工】 ☐ 吸水管等の設置が良好であり、かつ適正な水路勾配を有している。 ☐ 被覆材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。 ☐ 表土戻しが適切に施工され、周辺との段差がない。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	3.ため池工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 基礎処理の施工は仕様書に従い適切に施工されている。 ☐ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 ☐ 雨水による崩壊防止対策、流入水等の排水対策が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 気象条件を考慮した施工が確認できる。 ☐ 段切り等が施工前に設計図書に基づき適切に施工されていることが確認できる。 ☐ 盛土材料は指定する区域から採取計画に基づき採取し、有害物の除去、含水比等について適切な管理がなされていることが確認できる。 ☐ 刃金土は仕様書等に基づき適切な施工がなされ、締固め密度も規格値を余裕をもって満足していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶりは工事図面に示されたとおり施工している。 ☐ コンクリートの供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ☐ 地盤改良の施工が仕様書に従い、適切に実施されている。 ☐ フィルター工の施工が仕様書に従い、適切に施工されている。 ☐ 盛土工の施工が仕様書に従い、適切に施工されている。 ☐ 堤体に接する構造物周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、コンクリートが所定の強度に達したことを確認してから施工していることが確認できる。 ☐ 旧施設の取壊し、撤去にあたり形状及び寸法が確認できるよう管理するとともに、残存する場合は漏水の原因とならないよう適切な処置がなされていることが確認できる。 ☐ 付帯構造物は設計図書に基づき適切に施工されている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点表の考查項目別運用表
(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	4.砂防構造 物工事及び 地すべり 防止工事 〔抑止杭・ 集水井戸 工事を含 む〕 ☐	〔評価対象項目〕 【共通】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレーターの種類、養生方法等、適切に行っている。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ 地山との取り合わせが適切に行われている。 ☐ 鉄筋または鋼材の規格がミルシートで確認できる。 ☐ その他(理由:) 【砂防構造物工事に適用】 ☐ コンクリート打設時までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が適正であることが確認できる。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ アンカーが設計図書通り施工してあることが、確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ☐ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。(地すべり対策工事〔抑止杭及び集水井戸工事を含む〕に適用) ☐ その他(理由:) 【地すべり対策工事〔抑止杭・集水井戸工事を含む〕に適用】 ☐ アンカーが設計図書通り施工してあることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組立に当たり、偏心と歪みに配慮し施工を行っている。 ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向、角度が適正となるように施工上の配慮がなされている。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	5.護岸・根固・水制工事	[評価対象項目] ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの充てん又は締固めが充分で、空隙が生じていない。 ☐ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸出しの恐れがない。 ☐ 護岸工の端部や曲線部の処理、強度及び水密性が適切である。 ☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 ☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び施工後の養生が適切である。 ☐ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で材料の連結またはかみ合わせが適切である。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		6.管水路工事[パイプライン]	a	a'	b	b'	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 掘削断面に崩壊及び過掘が無く、施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 管及び付属品(制水弁、空気弁等)の接合が適正である。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ 中心線の通りが良い ☐ 仕様書等で示す条件により、締固めが実施されている。 ☐ 舗装復旧が適切に施工され、周辺との段差がない。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点表の考查項目別運用表									
(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)									
考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	7.港湾築造工事〔浚渫工事・海岸築造工事を含む〕 ☐	〔評価対象項目〕 【共通】 ☐ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ☐ 既設構造物に影響のないように十分検討して施工されている。 ☐ その他(理由:) 【浚渫・床掘関係】 ☐ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 ☐ 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 ☐ その他(理由:) 【地盤改良関係】 ☐ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドドレーン、砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状及び品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ その他(理由:) 【マット、捨石及び均し関係】 ☐ 捨石、被覆石など材料の規格及び品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ マットが破損なく所定の幅で重ね合わされていることが写真記録等により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ 裏込めがタイロッド、タイワイヤーその他埋設構造物又は既設構造物の破損がなく施工され、記録により確認できる。 ☐ その他(理由:) 【本体:杭及び矢板、控工関係】 ☐ 鋼材の規格及び数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がない。 ☐ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 ☐ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 ☐ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ☐ その他(理由:)					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	7.港湾築造工事〔浚渫工事・海岸築造工事を含む〕	【本体:ケーソン据付、ブロック据付関係】 ☐ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われている。 ☐ ケーソン据付に先立ち、気象、海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 ☐ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 ☐ コンクリートブロック据付等に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。 ☐ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。 ☐ その他(理由:) 【コンクリート関係】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度を適正に管理している。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】						

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	8.漁礁設置工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度、w/c、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時に必要な供試体を採用し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬、打設、締固め及び養生を行っている。 ☐ コンクリート単体漁礁の型枠の取外しに関して適切に管理されている。 ☐ コンクリート単体漁礁の転置及び仮置きに際し、強度確認を行っている。 ☐ コンクリート単体漁礁の仮置きは転倒、崩壊等の恐れがない。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄筋の引っ張り強度又は曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が適正であることが確認できる。 ☐ スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ 捨石等材料の規格及び品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 鋼材の規格及び数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。 ☐ 鋼製漁礁の溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ 組立漁礁の組立が手順書等に沿って適切に実施されている。 ☐ 組立漁礁のボルトの締付確認が適切に実施されている。 ☐ 沈設に先立ち、気象、海象等を十分調査し、沈設作業が適切に管理されており、設計図書等に定められたとおり施工されている。 ☐ 運搬沈設において、漁礁の破損がなく施工されている。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	9.電線共同溝工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 管路材の性能及び材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ 埋戻し材料、巻きだし厚及び転圧状態が適切である。 ☐ 管路間隔、管路条数が設計図書に適合している。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 躯体および蓋の据付けが適切に行われている。 ☐ 管路部は所要の導通性を保持している。 ☐ 埋設深さが確保されている。 ☐ 接地工事が規定通り適切に行われている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		10.林道工事〔砂利道〕 ☐	a	a'	b	b'	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ コンクリート打設時に必要な供試体を採取し強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ フトン簗、カゴ枠等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で詰石等裏込材の流亡のおそれがない。 ☐ 裏込材、胴込めコンクリートの充てん又は締固めが充分で空隙が生じていない。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理が適切に行われている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	11.トンネル工事	[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度、w/c、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ等で行っている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ コンクリート打設時までの鉄筋等の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を15cm(一目)以上重ね合わせていることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートは浮石等を取り除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 ☐ 吹付コンクリートの打継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。 ☐ ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 ☐ 逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		12.建築工事〔新築〕	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐	[評価対象項目] 【躯体工事】 ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。 ☐ その他(理由:) 【仕上げ工事】 ☐ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【2】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	13.建築工事〔改修〕 ☐	[評価対象項目] ☐ 品質管理方法が明確である。 ☐ 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 ☐ 材料の品質証明が適切である。 ☐ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準【3】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		14.土工事〔切土、盛土、築堤等工事〕 ☐	a	a'	b	b'	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 ☐ 段切り等が施工前に適切に行われている。 ☐ 置換えのための掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工している。 ☐ 締固めを適切な条件で施工している。 ☐ 筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 ☐ 土羽土の土質が適正である。 ☐ CBR試験等を行っている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考査項目別運用表

考査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	15.コンクリート構造物工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度、w/c、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) ☐ 型枠、支保工の取外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ 鉄筋の規格、引っ張り強度又は曲げ強度がミルシートで確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が適正であることが確認できる。 ☐ 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	16.コンクリート橋工事 [PC及びRCを対象] ☐	[評価対象項目] ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度、w/c、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレータの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) ☐ 型枠、支保工の取外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 ☐ 鉄筋の引っぱり強度又は曲げ強度が試験値で確認できる。 ☐ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ プレビーム桁のプレフレクション管理が適切に行われている。 ☐ 装置(機器)のキャリブレーションが実施されている。 ☐ 緊張及びグラウト管理が適切に行われている。 ☐ プレストレスニング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 ☐ 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	17.法面工事	☐ [評価対象項目] 【共通】 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ その他(理由:) 【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験を実施し、施工に反映している。 ☐ ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて施工しているのが確認できる。 ☐ その他(理由:) 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ☐ 吹付け厚さが均等である。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ☐ その他(理由:) 【現場打法枠工関係】 ☐ アンカーの施工長さが確認できる。 ☐ 現場養生が適切に行われている。 ☐ 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙がないことが確認できる。 ☐ 層間にはく離がないことが確認できる。 ☐ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	18.基礎工工事〔地盤改良等を含む〕 ☐	〔評価対象項目〕 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒等)】 ☐ 杭に損傷及び補修痕がない。 ☐ 杭の打止め管理方法又は現場打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ☐ 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 ☐ 現場打杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている。 ☐ ライナープレート組立に当たって、偏心と歪が少なくなるよう配慮されている。 ☐ 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	19.二次製品 構造物	☐ 〔評価対象項目〕 【共通】 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ JIS規格外品について、仕様書で規定する規格及び品質を満足している。 ☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ☐ 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工及び管理されていることが確認できる。 ☐ その他(理由:) 【擁壁類(補強土擁壁は除く)】 ☐ 胴込コンクリート及び裏込材の充填が十分で空隙が生じてない。 ☐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐ 材料の連結又は、かみ合わせが適切であることが確認できる。 ☐ 端部における地山とすりつけが適切である。 ☐ 丁張りを2重、3重に設ける等、法勾配及び裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 ☐ コンクリート板擁壁工の施工に当たり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。 ☐ その他(理由:) 【用排水施設】 ☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 ☐ 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 ☐ 呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 ☐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 ☐ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 ☐ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 ☐ 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	20.防護柵〔網〕・標識・区画線等設置工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%程度以下である。 ☐ 塗料の空缶管理が写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		21.管更生工事 ☐	a	a'	b	b'	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 仕様書等に定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 事前調査において既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。 ☐ 事前処理により施工時には支障のないよう適切な措置を施している。 ☐ 仕上がり管体内面には膨れ、皺、扁平、破損等がなく基準を満足している。 ☐ 人孔管口の仕上がりが良い。 ☐ 取付管口の仕上がりが良い。 ☐ 施設内に漏水がない。 ☐ 施工後の管に土砂、汚物の堆積等がない。 ☐ 硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時の時間及び温度管理が適切に行われている。又、製管材を使用する場合、裏込め材の注入量の記録管理が適切に行われている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	22.下水道工事〔シールド〕 ☐	〔評価対象項目〕 ☐ 設計図書に基づく材料の規格、材質及び寸法が確認できる。 ☐ 規定の勾配、基準高さ等が確保されている。 ☐ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工がおこなわれていることが確認できる。 ☐ 人孔、汚水桝等が適切に施工されている。 ☐ セグメントの継手が適切に施工され漏水がない。 ☐ 2次覆工において漏水がない。 ☐ 裏込め注入を適切に行っている。 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリート規格(強度、w/c、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		23.薬液注入工事 ☐	a	a'	b	b'	c	d	e
			〔評価対象項目〕 ☐ 使用材料(硬化材及び助材含む)の品質証明書が提出されている。 ☐ 使用材料(硬化材及び助材含む)の入荷及び空袋で監督員の立会を行っている。 ☐ 削孔深さ及び注入長の確認が出来る。(監督立会) ☐ 注入量、圧力等が確認できるよう適切な施工を行っている。 ☐ 注入効果の確認を行っている。 ☐ 観測孔及び水質等の管理が適切に行われている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	24.補強土壁工事	[評価対象項目] ☐ 盛土材料の土質が適正である。 ☐ 盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚、敷均し、転圧作業等)で施工されている。 ☐ プレキャスト製品、材料等の品質が工場管理資料よりの確に確認できる。 ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☐ 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準【2】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		25.解体工事	a	a'	b	b'	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 解体工法及び手順に創意工夫がある。 ☐ 施工計画書に定められた解体計画により管理されている。 ☐ 建設副産物の分別及び保管に創意工夫がある。 ☐ 管理記録が整備されている。 ☐ 有害物の処理が適正になされている。 ☐ 不可視部分の写真管理が適切である。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準【3】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	26.電気設備 工事〔建築〕 ・冷暖房衛生設備工事 ☐	〔評価対象項目〕 【機材】 ☐ 機材の品質及び形状が設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ☐ その他(理由:) ☐ 品質計画による品質管理記録が整備されている。 ☐ 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 機能の適切性が確認できる試運転等の記録が整備されている。 ☐ 不可視部分の写真管理が適正である。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【2】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		27.鋼橋工事〔RC床版 工事はコンクリート構造物に準ずる〕 ☐	a	a'	b	b'	c	d	e
			〔評価対象項目〕 【工場製作関係】 ☐ 鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 ☐ 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ☐ 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ その他(理由:) 【架設関係】 ☐ ボルトの締付確認が実施され適切に記録が保管されている。 ☐ ボルトの締付機や、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチップング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	28.舗装工事	[評価対象項目] 【路床・路盤工関係】 ☐ 施工に先立ちCBR値を測定する等、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 ☐ 路床及び路盤工のブルフローリングを行っている。 ☐ 路盤工の密度管理が適切に行われている。 ☐ その他(理由:) 【アスファルト舗装工関係】 ☐ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 (事前に使用承認済みのアスファルト混合物は除く) ☐ 混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗設時等で整理及び記録されている。 ☐ アスファルト舗装工の密度管理が適切に行われている。 ☐ 舗装後、直ちに供用する必要のある現場で交通開放を適切に行っている。 ☐ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上ずらしている。 ☐ 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。 ☐ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締固め等)の配慮が行われている。 ☐ その他(理由:) 【コンクリート舗装工関係】 ☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリート規格(強度、w/c、最大骨材粒径、塩基総量等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 ☐ チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		29.塗装工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐	[評価対象項目] ☐ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ☐ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ☐ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理及び記録されている。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 ☐ 塗膜に有害な付着物がない。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	30.機械設備 工事・電気 設備工事・ 照明設備工 事・その他 類似工事 〔土木〕 ☐	〔評価対象項目〕 ☐ 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。 ☐ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。 ☐ 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 ☐ 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 ☐ 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 製品の機能、性能管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 ☐ 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 ☐ 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。 ☐ その他（理由： ） ● 判断基準【3】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		31.堰・水門 等工事〔工 場製作を含 む〕 ☐	a	a'	b	b'	c	d	e
			〔評価対象項目〕 ☐ 鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ☐ 主要部材の板取は、主たる応力の方向と圧延方向と一致しており資料も整備されている。 ☐ 主要部材の切断は自動ガス切断で行っている。また、切断面の品質が規定を満足している。 ☐ 鋼材の切断面の表面粗さが規定値以下である。 ☐ 主要部材の自由縁が規定通り面取されている。 ☐ 主要部材の曲げ加工が規定通り実施されている。 ☐ 材片組合せ精度が規定値内にある。 ☐ 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている。 ☐ 溶接施工上の注意事項（仕様書等にある）が守られている。 ☐ 溶接施工試験について所定の手続がなされ、判断基準を満足している。 ☐ 溶接検査が所定通り実施されており、内容が確認でき、欠陥がない。 ☐ 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） ☐ 素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ その他（理由： ） ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	32.施設機械設備工事〔用排水ポンプ・構成付属設備等〕 ☐	[評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ 機械単本品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ 設備の機能が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ☐ 配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験が行われている。 ☐ 配電盤類の動作試験は正常に動作した。 ☐ 電線類の接続部が適切に処理されている。 ☐ 基礎ボルトの締付けが適切に行われている。 ☐ シーケンスに従い正常に動作した。 ☐ ピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 ☐ 地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配備されている。 ☐ 設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき設置されている。 ☐ 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準[3]					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		33.電気通信工事 ☐	a	a'	b	b'	c	d	e
			[評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 単体品(材料及び部品組立後)の品質及び形状が均一で、設計図書等との適正が確認でき、証明書等が整備されている。ただし、JIS及び電気用品取締法施行令によるものは、単体品の証明書を省略できるものとする。 ☐ 設備の機能が設計図書等との適正を確認でき、その機能の証明書が整備されている。 ☐ 設備全体としての運転性能(工場及び現地試験結果)が良く、所定の能力を満足している。 ☐ 完成図書において、設備の機能(性能)が容易に判別できる資料等が整備されている。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準[3]					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員)

3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	34.植栽工事 ・公園施設 工事 ☐	[評価対象項目] 【共通】 ☐ 材料の品質及び形状が設計図書に適合し、証明書等が整備されている。 ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ その他(理由:) 【植栽工事】 ☐ 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☐ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生(灌水、蒸散抑制、養生のための剪定等)が適切に行われている。 ☐ 活着管理が適切に行われている。 ☐ 樹木等の生育に害のあるもの(植栽予定地の瓦礫、塵芥、雑草等及びビニール等腐食しない根巻き材)は除去されている。 ☐ 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないように均一に施肥されている。 ☐ その他(理由:) 【土工事〔切土・盛土・埋戻〕】 ☐ 適切な施工条件のもとに施工している。 ☐ 構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 ☐ その他(理由:) 【休養施設、遊戯施設、柵、照明灯、コンクリート製品等据付工事】 ☐ 部材の加工組立に欠陥がない。 ☐ 部材の取付けが完全である。 ☐ 塗装面の仕上がりが良好で、塗装厚が均等である。 ☐ 構造物の地際の処理が適切に行われている。 ☐ その他(理由:) 【舗装工事】 ☐ アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗設時等で整理及び記録されている。 ☐ 施工条件及び気象条件に適したアスファルト混合物、コンクリートの運搬、舗設(打設)、養生等が行われている。 ☐ 舗装目地が現地状況に応じて適正に配置されている。 ☐ 表面勾配が適正に取れており、表面に帯水がない。 ☐ その他(理由:)					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の考查項目別運用表

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	34.植栽工事・公園施設工事	【排水施設工事】 ☐ 管渠において屈曲や沈下がない。 ☐ 管渠においてシール材、滑材、接着材等のはみ出し等がない。 ☐ 連結部(管口)の仕上げが良好である。 ☐ 側溝及び柵の天端が周辺地盤になじんでおり、適正な締固めにより構造物周囲に沈下が見られない。 ☐ 施設内に土砂、モルタル、材料の断片等がなく清掃されている。 ☐ その他(理由:) 【コンクリート構造物〔構造物支持のための基礎コンクリートや舗装路盤コンクリートは除く〕】 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固め時のバイブレーターの機種、養生方法等を適切に行っている。 ☐ 型枠、支保工の取外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。 ☐ スペーサーの材質が適正であり、適切な配置で鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】						
		35.植栽工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		☐	[評価対象項目] ☐ 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☐ 活着管理が適切に行われている。 ☐ 樹木等の損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適正に行われている。 ☐ 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 ☐ 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないようまた均一に施肥されている。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	36.上水道管工事	☐ [評価対象項目] ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。 ☐ 管布設及び接合が設計図書に基づき仕様書通り施工されている。 ☐ 切管部の加工及び防食塗装(ダクタイル鋳鉄管等)が規定どおり実施されている。 ☐ 通水状態、水密性の確認を行っている。 ☐ 管継ぎ手部の締付けトルク、胴付間隔等の管理(チェックシート)を行い施工されている。 ☐ 埋戻しにおいて締固めが適切な方法で施工されており、工事完了後の沈下が見られない。 ☐ 舗装復旧において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、また舗装切断跡が残っていない等、仕上がりが状態が良い。 ☐ 縁石、柵、区画線等の道路付属物の復旧が適切に行われている。 ☐ 管の基礎、管周囲、締戻しは不良土を取り除き、又は良質な材料が用いられ、仕様書通り施工されている。 ☐ 弁室等構築は、ひび割れ、継手部の段差及び漏水がない。 ☐ 宅地部の路面復旧は、設計図書に基づき仕様書通り施工され、既設部とのすり付けが良い。 ☐ 管類の取扱い及び運搬に際しては管体及び内外面の塗装等を損傷しないよう適切な処置を講じている。 ☐ 明示テープ、ポリエチレンスリーブ等の施工が適切である。 ☐ 管の継手部が適切に施工され漏水がない。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【1】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		37.水管橋	☐ [評価対象項目] ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ 据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ☐ 基礎ボルトの締付けが適切に行われている。 ☐ 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 ☐ 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性がよい。 ☐ その他(理由:) ● 判断基準【2】	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。				

(検査員) 工事成績採点表の考查項目別運用表
3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質)

考查項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	38.維持修繕工事	[評価対象項目] ☐ 使用する材料の品質、形状等が適切であり、かつ現場において適宜及び的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準【4】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		39.上記以外の工事又は合併工事(ばらつき評価不適)	<A>対象工事が、ばらつきによる評価が不適切な工事						
			a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	39.上記以外の工事又は合併工事(ばらつき評価不適)	[評価対象項目] ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準【5】					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅱ. 品質) 工事成績採点表の検査項目別運用表

考查項目	細別	工種	対象工事が、ばらつきによる評価が適切な工事						
			a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	40.上記以外 の工事又は 合併工事(ばらつき評 価適)	[評価対象項目]					□ 品質関係の測定方 法又は測定値が不 適切であったため 、監督員が文書で 指示を行い改善さ れた。	□ 品質関係の測定方 法又は測定値が不 適切であったため 、検査員が修補指 示を行った。
		□ その他(理由:) □ その他(理由:) □ その他(理由:) □ その他(理由:) □ その他(理由:) □ その他(理由:) □ その他(理由:) □ その他(理由:)							
		● 判断基準【5】							

工事成績採点表の考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ □	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている		
		●判断基準《1》	●判断基準《2》	●判断基準《3》	●判断基準《4》	●判断基準《5》	●判断基準《6》
		該当9項目以上・・a 該当7・8項目・・b 該当5・6項目・・c 該当4項目以下・・d	該当7項目以上・・a 該当5・6項目・・b 該当4項目・・・・c 該当3項目以下・・d	該当6項目以上・・a 該当4・5項目・・b 該当3項目・・・・c 該当2項目以下・・d	該当5項目以上・・a 該当4項目・・・・b 該当3項目・・・・c 該当2項目以下・・d	該当4項目以上・・a 該当3項目・・・・b 該当2項目・・・・c 該当1項目以下・・d	該当3項目以上・・a 該当2項目・・・・b 該当1項目・・・・c 該当項目なし・・・・d
		●工 種					
		1 下水道工事	11 電線共同溝工事	21 標識工事	30 鋼橋工事	41 上水道工事〔配水管、給水管、配水補修管工事〕	
		2 港湾築造工事〔海岸築造工事を含む〕	12 建築工事〔新築〕 13 建築工事〔改築〕	22 コンクリート橋工事〔PC及びRCを対象〕	31 鋼橋工事・堰・水門等工事 32 舗装工事	42 上水道工事〔水道管添架工事〕	
		3 港湾浚渫工事〔地盤改良工事を含む〕	14 コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・トンネル工事	23 補強土壁工事 24 地すべり防止工事	33 区画線工事 34 塗装工事〔工場塗装を除く〕	43 上水道工事〔弁室等築造工事、管工含む〕	
		4 公園施設工事	15 土工事〔盛土・築堤工事等〕	25 解体工事	35 機械設備工事〔土木〕	44 水管橋	
		5 ため池工事	16 切土工事	26 冷暖房衛生設備工事	36 施設機械設備工事〔用排水ポンプ・構成付属品〕	45 維持修繕工事	
		6 ほ場整備工事	17 法面工事	27 電気設備工事・照明設備工事・その他類似工事〔土工〕	37 植栽工事	46 上記以外の工事又は合併工事	
7 管水路工事〔パイプライン〕	18 基礎土工事〔地盤改良等を含む〕	28 通信設備工事・受変電設備工事・その他類似工事	38 保育工事〔本数調整伐〕				
8 漁礁設置工事	19 二次製品構造物等設置工事	29 電気設備工事〔建築〕	39 保育工事〔枝落し〕				
9 林道工事〔砂利道〕	20 防護柵〔網〕工事		40 保育工事〔下刈り〕				
10 護岸・根固・水制工事							

工事成績採点表の考査項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考査項目	細別	工種	工種
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	1. 下水道工事 ☐	2. 港湾築造工事 〔海岸築造工事を 含む〕 ☐
		3. 港湾浚渫工事 〔地盤改良工事を 含む〕 ☐	4. 公園施設工事 ☐

〔評価対象項目〕
☐ 管の通りが良い。
☐ 内空面にクラック及び傷がなく補修の箇所がない。
☐ 漏水がない。
☐ 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
☐ マンホールの組立が整っている。
☐ インバートにクラック等がなく、仕上げがよい。
☐ 埋戻し及び路面復旧の状態がよい。
☐ 全体的な美観が良い。
☐ その他(理由:)
 ●判断基準《2》

〔評価対象項目〕
☐ 規定された水深、勾配又は改良深度等が確保されている。
☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
☐ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。
☐ 浚渫及び盛上がり等の土砂が適切に処理されている。
☐ その他(理由:)
 ●判断基準《6》

〔評価対象項目〕
☐ 構造物等の通りが良い。
☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
☐ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。
☐ きめ細やかな施工がなされている。
☐ 全体的な美観が良い。
☐ その他(理由:)
 ●判断基準《5》

〔評価対象項目〕
☐ 施設構造物の肌、通り、納まり等仕上げの状態が良い。
☐ 施設の作動部が安全でかつ良好に作動する。
☐ 施設構造物の安全面の配慮が良い。
☐ 全体的な美観が良い。
☐ 上記以外で他工種の項目が確認できる事項
☐ その他(理由:)
 ●判断基準《5》

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考查項目	細別	工種		工種	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	5. ため池工事	☐ [評価対象項目] ☐ 土工の仕上げがよい。 ☐ 土工の通りがよい。 ☐ 土工の構造物等へのすりつけがよい。 ☐ 吹き付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 ☐ コンクリート構造物の肌がよい。 ☐ コンクリート構造物の通りがよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 施設の通りがよい。(排水側溝、フェンス等) ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《1》	6. ほ場整備工事	☐ [評価対象項目] ☐ 整地仕上げが良い。 ☐ 営農に十分配慮された施工がなされている。 ☐ 水路や道路の通りが良い。 ☐ 法面仕上げが良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 吸水渠、集水渠、水閘及び排水口の配置がよい。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《3》
		7. 管水路工事 [パイプライン]	☐ [評価対象項目] ☐ 管の通りが良い。 ☐ 付帯コンクリート構造物の肌がよい。 ☐ 付帯コンクリート構造物の通りがよい。 ☐ 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 ☐ 舗装復旧面と既設舗装面との取り合わせが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《4》	8. 漁礁設置工事	☐ [評価対象項目] ☐ 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物の通りがよい。 ☐ 沈設位置の精度が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考查項目	細別	工種		工種	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	9. 林道工事 〔砂利道〕 ☐	[評価対象項目] ☐ 切取・盛土法面の仕上げが良く、規定された法勾配が確保されている。 ☐ コンクリート構造物等の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良く、地山とのすり付けが良い。 ☐ 植生、吹付け等の状態が均一である。 ☐ 路面仕上げ及び敷砂利が良好に施工されており路面状況が良い。 ☐ 排水施設の施工が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《3》	10. 護岸・根固 ・水制工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせが良い、又はクラックが無い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすり付けが良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《6》
		11. 電線共同溝工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 路面とのすり付けが良い。 ☐ 管路の導通性が良い。 ☐ 管口の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《6》	12. 建築工事 〔新築〕 ☐	[評価対象項目] ☐ きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 ☐ 仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むらが無い。 ☐ 外構を含め全体的な美観が良好である。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考查項目	細別	工種		工種	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	13. 建築工事 〔改修〕 ☐	[評価対象項目] ☐ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 既存部分や関連設備との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 ☐ 仕上がりの状態が良好である。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《6》	14. コンクリート 構造物工事・砂防 構造物工事・トンネル工事 ☐	[評価対象項目] ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《4》
		15. 土工事 〔盛土・築堤工事等〕 ☐	[評価対象項目] ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	16. 切土工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 法面の浮石除去等、表面が適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部には緩衝部等を設け、適切に施工されている。 ☐ 施工面の木根等が確実に除去されている。 ☐ 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが適切に行なわれている。 ☐ 残土等は適切に処理されている。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《3》
		17. 法面工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹き付け等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《6》	18. 基礎工工事 〔地盤改良等を含む〕 ☐	[評価対象項目] ☐ 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部、天端仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録簿等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《6》

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考查項目	細別	工種	工種
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	19. 二次製品 構造物等設置工事 ☐	20. 防護柵〔網〕 工事 ☐
		[評価対象項目] ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 材料の連結及びかみ合わせがよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《3》	[評価対象項目] ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆がない。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《4》
		21. 標識工事 ☐	22. コンクリート 橋工事〔PC及びRCを対象〕 ☐
		[評価対象項目] ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識の向き、角度及び支柱の通りが良い。 ☐ 標識板及び支柱に変色がない。 ☐ 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	[評価対象項目] ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《3》
		23. 補強土壁工事 ☐	24. 地すべり防止 工事 ☐
		[評価対象項目] ☐ 壁面材(コンクリート製品)の割れ、カケがない。 ☐ 基礎上面の平坦性が良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 壁面材の目違い及び段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	[評価対象項目] ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録簿から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《6》

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考查項目	細別	工種	工種
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	25. 解体工事 ☐	26. 冷暖房衛生設備工事 ☐
		[評価対象項目] ☐ 撤去跡が平坦に整地されている。 ☐ 土中に撤去対象物や廃材が無い。土中に撤去対象物や廃材が無い。 ☐ 周辺の道路、側溝、桝等に破損がない。 ☐ 集水桝の閉鎖等が適切になされている。 ☐ 一部撤去等において、存置部分との調整がなされ、全体に調和がよい仕上げである。 ☐ 一部撤去等において、存置部分の仕上りの状態が良好で色調も均一でむら等がない。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	[評価対象項目] ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良くとれた仕上がりである。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態及び性能が良好である。 ☐ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 ☐ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》
		27. 電気設備工事・照明設備工事・その他類似工事〔土木〕 ☐	28. 通信設備工事・受変電設備工事・その他類似工事 ☐
		[評価対象項目] ☐ 構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物としての安全、環境及び維持管理への配慮が良い。 ☐ 構造物とのすりつけが良い。 ☐ 製作上の補修痕跡が無い。 ☐ 全体的な取り扱いがしやすい。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	[評価対象項目] ☐ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がされている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が良い。 ☐ 構造物とのすりつけが良い。 ☐ 製作上の補修痕跡が無い。 ☐ 全体的な取り扱いがしやすい。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考查項目	細別	工種	工種
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	29. 電気設備工事〔建築〕 ☐	30. 鋼橋工事 ☐
		[評価対象項目] ☐ きめ細かな施工がなされて取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態及び性能が良好である。 ☐ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 ☐ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	[評価対象項目] ☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷及び錆がない。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》
		31. 鋼橋工事・堰・水門等工事 ☐	32. 舗装工事 ☐
		[評価対象項目] ☐ 表面に補修箇所がない。 ☐ 部材表面に傷及び錆がない。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	[評価対象項目] ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《4》
		33. 区画線工事 ☐	34. 塗装工事〔工場塗装を除く〕 ☐
		[評価対象項目] ☐ 塗装の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	[評価対象項目] ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がなされている。 ☐ 補修箇所がない。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考查項目	細別	工種	工種
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	35. 機械設備工事 〔土木〕 ☐	36. 施設機械設備工事〔用排水ポンプ・構成付属品〕 ☐
		[評価対象項目] ☐ 仕上がり状態が良く、全体的な美観に優れている。 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 ☐ 異常な振動及び騒音が無く、動きもスムーズで総合的な機能及び運転性能が優れている。 ☐ 公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等細部に渡る配慮が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》	[評価対象項目] ☐ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。 ☐ 製作上の補修痕跡がない。 ☐ 全体的な取扱いがしやすい。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《6》
		37. 植栽工事 ☐	38. 保育工事 〔本数調整伐〕 ☐
		39. 保育工事 〔枝落し〕 ☐	40. 保育工事 〔下刈り〕 ☐
		[評価対象項目] ☐ 標準地設定が的確である。 ☐ 全体が均質に施工されている。 ☐ 枝落しによる幹及び枝座への損傷がない。 ☐ 残枝長が適切である。 ☐ 枯れ枝は全て切り落とされている。 ☐ 枝等の林内整理が適切である。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《3》	[評価対象項目] ☐ 全体が均質に施工されている。 ☐ 刈払い高さが低い。 ☐ 刈払い物の処置が良好である。 ☐ 植栽木に損傷がない。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準《5》

工事成績採点表の考查項目別運用表

(検査員) 3. 出来形及び出来ばえ(Ⅲ.出来ばえ)

考查項目	細別	工種		工種	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	41. 上水道工事 〔配水管、給水管、配水補修管工事〕 ☐	[評価対象項目] ☐ 弁、栓及び鉄蓋の傾き及びガタツキがない。 ☐ 完工図、日報等が正確である。 ☐ 埋め戻しが入念に施工されている。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 漏水が無く通水状態が良い。 ☐ 弁、栓類のカラー鉄蓋及び内部が清掃されている。 ☐ 埋戻し及び路面復旧の状態が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)	42. 上水道工事 〔水道管添架工事〕 ☐	[評価対象項目] ☐ 弁、栓及び鉄蓋の傾き、ガタツキがない。 ☐ 完工図、日報等が正確である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 接合個所に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 漏水が無く通水状態が良い。 ☐ 弁、栓類のカラー鉄蓋及び内部が清掃されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)
		43. 上水道工事 〔弁室等築造工事、管工含む〕 ☐	[評価対象項目] ☐ 弁、栓及び鉄蓋の傾き及びガタツキがない。 ☐ 完工図、日報等が正確である。 ☐ 構造物に影響を与えるクラックがない。 ☐ 埋め戻しが入念に施工されている。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 漏水が無く通水状態が良い。 ☐ 弁、栓類のカラー鉄蓋及び内部が清掃されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)	44. 水管橋 ☐	[評価対象項目] ☐ 表面に傷、錆及び補修個所がない。 ☐ 溶接及び塗装組立の均一性が良い。 ☐ 管の通りがよい。 ☐ コンクリート構造物の肌がよい。 ☐ コンクリート構造物の通りがよい。 ☐ クラックがない。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)
		45. 維持修繕工事 ☐	[評価対象項目] ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)	46. 上記以外の工事又は合併工事 ☐	[評価対象項目] ☐ きめ細かい施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:)
			●判断基準《2》		●判断基準《2》
			●判断基準《2》		●判断基準《2》
			●判断基準《6》		●判断基準《5》

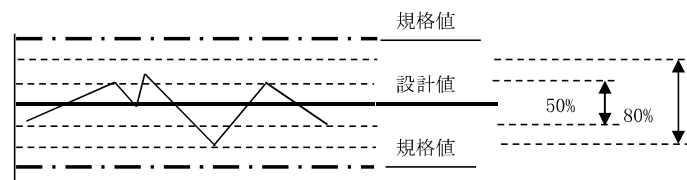
別紙ー4

【記入方法及び留意事項】

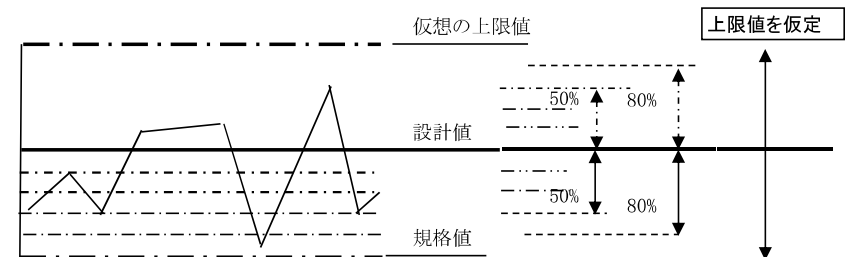
1. 出来形のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

(上限値及び下限値がある場合)

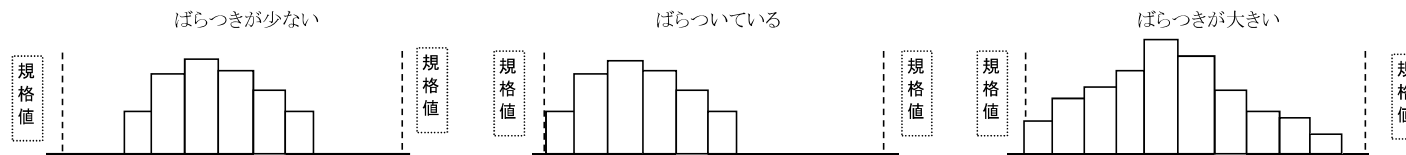


(下限値のみの場合)



※ 上限値の無い場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

(度数表又はヒストグラムの場合)



2. 多工種複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評価する。なお、多工種で評価対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評価は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、「c」評価とする。
- (2) 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処置の場合は、状況に応じて、「d」又は「e」評価とする。

4. その他

「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評価を行う。